

医師・医療従事者不足対策及び助産所の存続を求める意見書

改正医療法により、財政的観点からのみ医療費を削ることに重点が置かれ、国民の望む医療提供体制と現実の医療における人員配置との間には大きな乖離があり、小児科医や産科医が地域から消えていくという現象が全国的に生じている。

また、医療法第19条が改正され、助産所の開設者が嘱託する医師と病院（または診療所）を定める規定が強化されたが、産科医師や地域の産科病院や診療所が不足するなか、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難となっている。

日本の医療をすべての国民が効率的に平等に分け合えるような制度にすることは、これから我が国が迎える超高齢化社会において、国民が安心して安定して暮らしを営むために欠かせないものである。また、安心して出産できる助産所を確保することは、女性にとっても社会にとっても大きな利益である。

よって、医療提供体制の充実、医師不足解消及び助産所の存続を求めるために、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

- 1 医師数が診療科によってバラツキがあるとの指摘を踏まえ、国が小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医等の数値目標を明示すること。
- 2 小児科医療及び産科医療の地域格差を是正するため、小児救急医療及び産科医療連携体制の整備を強力に支援し、小児科及び産婦人科勤務医の過重労働を改善し、中長期的に小児科医及び産婦人科医の増加を図ること。
- 3 女性医師が結婚や出産を経ても、働き続けやすく、現場に復帰しやすい環境を整備すること。
- 4 医師・医療従事者の資質向上のための研修の機会の拡充、労働条件の改善を図ること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。
- 5 参議院厚生労働委員会の附帯決議（平成18年6月13日）に基づき、責任をもって助産所の嘱託医・嘱託病院等の連携医療機関を確保すること。
- 6 各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	河	野	洋	平	様	
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様	
内	閣	総	理	大	福	田	康	夫	様	
総	務	大	臣	増	田	寛	也	様		
財	務	大	臣	額	賀	福	志	郎	様	
文	部	科	学	大	渡	海	紀	三	朗	様
厚	生	労	働	大	舛	添	要	一	様	